

栃木県立とちぎ学びの夢学園開校等に係る準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、県立夜間中学「とちぎ学びの夢学園」(以下「同校」という。)の開校に向け、専門的な知識、見識を有する者からの意見聴取を行う「栃木県立とちぎ学びの夢学園開校等に係る準備委員会」(以下「準備委員会」という。)を設置するため、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 準備委員会では、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 同校の学校教育目標や教育課程の編成に関すること。
- (2) 入学を希望する者への対応に関すること。
- (3) その他、同校の開校準備に関すること。

(構成員)

第3条 準備委員会は、7名以内で構成する。

- 2 構成員は、学識経験者、学校関係者及び関係団体等のうちから、栃木県教育委員会教育長が任命する。
- 3 構成員の任期は、1年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 準備委員会に委員長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長に事故があるときは、構成員のうちから委員長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、栃木県教育委員会教育長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者からの意見の聴取等)

第6条 栃木県教育委員会教育長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 準備委員会の庶務は、栃木県教育委員会事務局義務教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7(2025)年4月18日から施行する。
- 2 この要綱の実施後最初に委嘱される構成員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和8(2026)年3月31日までとする。